

中京大学専門教授・名古屋大学客員教授・弁護士 中川由賀

画像提供: PIXTA

1 自動運転の導入に伴って生じる問題点

目次

2 今後のあるべき方向性

#### 民事責任



#### 刑事責任



# 過失責任の原則

法的責任を問うための要件として 過失を必要とすること

# 交通事故時の法的責任

民事責任

過失責任の原則を修正している

刑事責任

過失責任の原則を貫いている

#### 【民法の原則】

#### 【自賠責法】

責任主体:運転者

過失責任の原則

契約自由の原則

修正

責任主体:運行供用者

(実質的な) 無過失責任主義

- •強制保険
- 国による補償

# 自動運転導入後の民事責任

レベル3・4についての方針 従来の運行供用者責任を維持しつつ、 保険会社等による自動車メーカー等に対する 求償権行使の実効性確保のための仕組みを検討する

## 事故原因がドライバーの過失からシステムの欠陥へ





画像提供: PIXTA

# 自動運転導入後の民事責任

レベル3・4でも運行供用者の民事責任を問える

#### 【刑法の原則】

### 【自動車運転死傷行為処罰法】

貫いている

過失責任の原則

過失責任の原則

## 事故原因がドライバーの過失からシステムの欠陥へ





# 自動運転導入後の刑事責任

レベル3以上では

ドライバーの刑事責任を問えない場面が生じる

#### 【刑法の原則】

#### 【業務上過失致死傷罪】

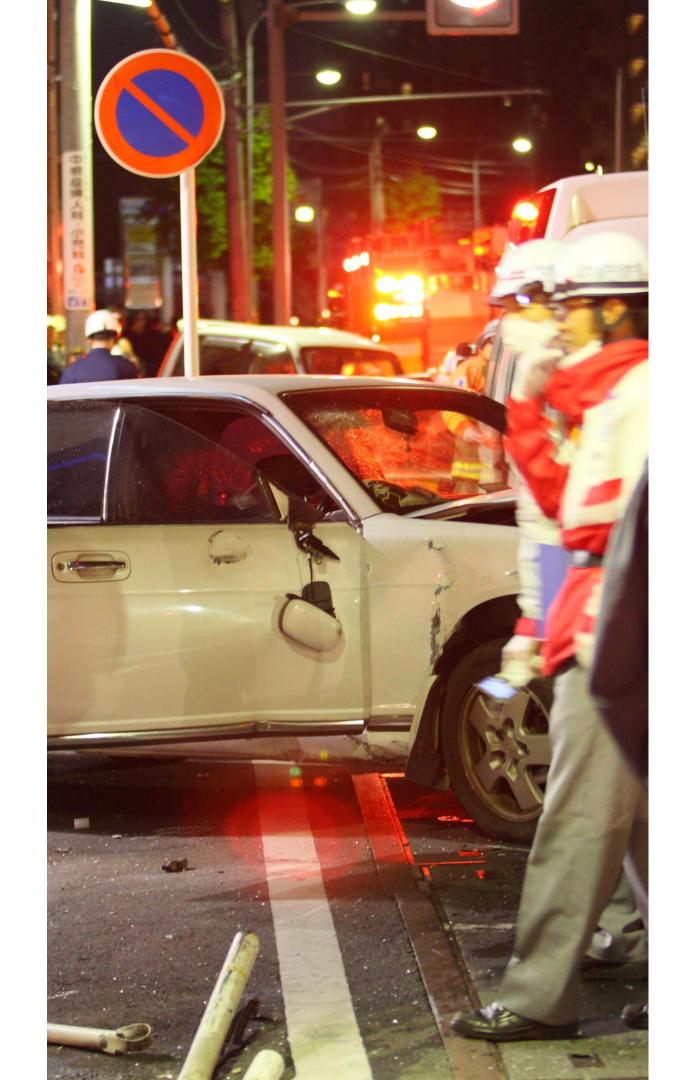
貫いている

過失責任の原則

過失責任の原則

# 自動運転導入後の刑事責任

メーカー関係者の刑事責任を問うのもハードルが高い



交通死傷事故が起きても 誰も刑事責任を問われないことに社 会的納得は得られるのか

1 自動運転の導入に伴って生じる問題点

目次

2 今後のあるべき方向性

#### 選択肢 1

刑事責任の限界を受容し

民事責任による解決に委ねる

#### 選択肢 1の問題点

- •日本では、民事責任で、懲罰的責任を問えない
- ・過渡期に社会的納得を得られない

#### 選択肢 2

自動車運転致死傷行為等処罰法・業務上過失致死傷罪

の処罰範囲を拡大する解釈・立法

## 選択肢 2の問題点

- ・ 過失責任の原則を貫く限り限界がある
- 委縮効果のおそれがある

# 選択肢 3

規制法の充実・活用

#### 選択肢 3のメリット

- ・死傷結果についての過失を要件としないため、 過渡期においても適正な処罰ができる
- 要件が明確であり、委縮効果を抑えられる
- 事後解決ではなく、事前防止を目指す

#### 道路運送車両法



## 道路交通法



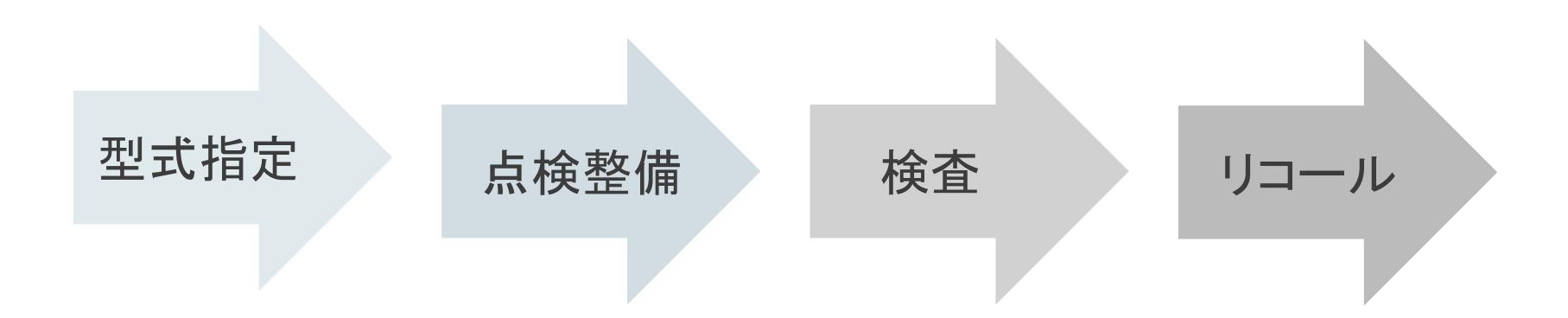


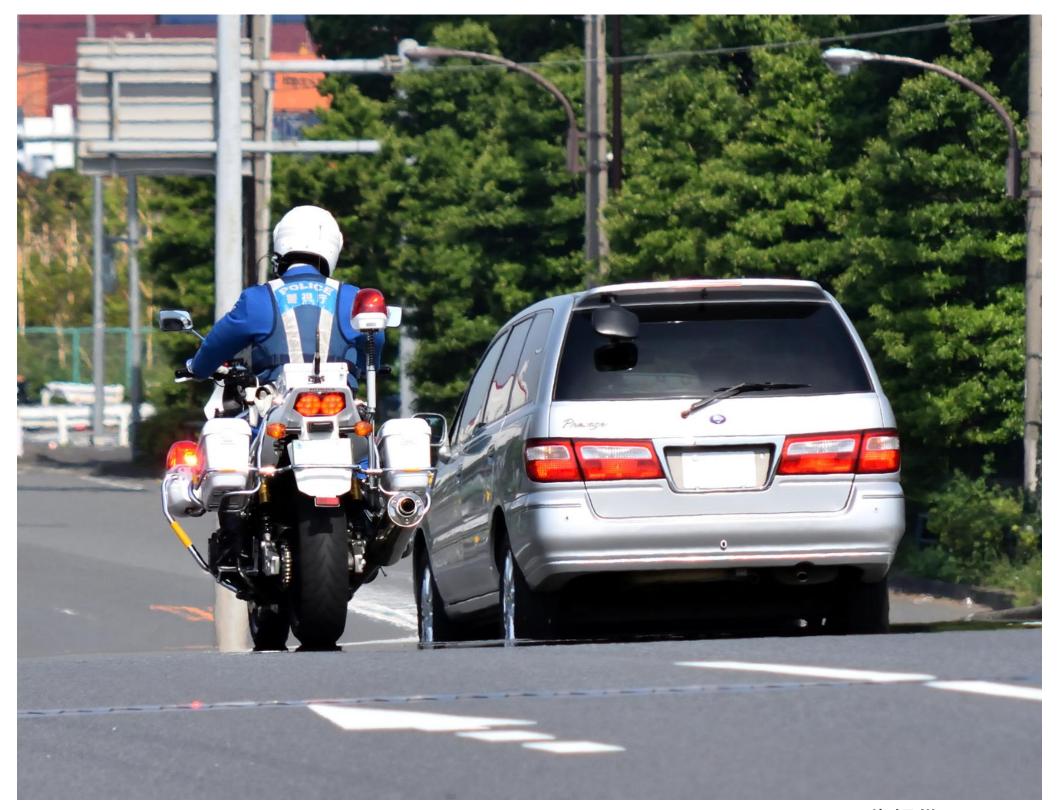
## 道路運送車両法

車両が満たすべき保安基準

画像提供: PIXTA 24

# 保安基準





#### 道路交通法

ドライバーに対する交通ルール

画像提供:PIXTA

#### 従来型自動車



ドライバーによる違反



ドライバーを処罰

#### レベル3以上の自動運転車(道路交通法による規制)

警察官による 車両の検査等 (道路交通法63条)



ドライバーによる違反



整備不良車両



ドライバーを処罰

整備不良車両の運転の禁止 (道路交通法62条)

警察署長から地方運輸局長 に対する通知 (道路交通法63条6項)

#### レベル3以上の自動運転車(道路運送車両法による規制)

原因が 設計・製作過程か 使用過程の整備不良か を検討



設計・製造過程に原因



型式指定に関する罰則リコールに関する罰則



使用過程の整備不良に原因

整備の実施

検査に関する罰則等

PIXTA 29

## 事後解決ではなく、事前防止の重要性

保安基準とその適合性確保の制度

(型式指定・点検整備・検査・リコール)の充実

#### ドライバーが事故防止のために果たすべき役割の変化



ドライバー自身が 安全な運転をすること



システムによる安全な運転を担保すること